

電動バイクの普及促進事業実施要綱

(制定) 平成 30 年 6 月 20 日 30 環改車第 183 号
(改正) 平成 31 年 3 月 27 日 30 環改車第 633 号
(改正) 平成 31 年 4 月 23 日 31 環地次第 42 号
(改正) 令和 3 年 3 月 11 日 2 環地次第 646 号
(改正) 令和 3 年 5 月 28 日 3 環地次第 96 号
(改正) 令和 4 年 4 月 12 日 4 環地次第 14 号
(改正) 令和 5 年 3 月 13 日 4 産労産事第 291 号
(改正) 令和 6 年 3 月 13 日 5 産労産事第 585 号
(改正) 令和 7 年 3 月 26 日 6 産労産事第 734 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、二輪自動車及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電動バイクの普及を促進するために行う「電動バイクの普及促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、電動バイクを購入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 電動バイク 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）であって、次に掲げるものをいう。
 - （1）側車付二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）第 2 条第 4 号に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - （2）第一種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW 以下のものに限る。）
 - （3）第二種原動機付自転車（道路運送車両法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が 0.6kW を超え 1.0kW 以下のものに限る。）

- (4) 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車であって、定格出力が1.0kWを超えるものをいう。）
- 2 事業者 都内に事務所若しくは事業所を有する個人、法人（国及び地方公共団体を除く。）又は法人格を有しない団体をいう。
- 3 リース契約 契約の名称にかかわらず、電動バイクの貸主が、当該電動バイクの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電動バイクを使用収益する権利を与え、借主は、当該電動バイクの使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの
- 4 リース事業者 前号のリース契約に基づき、電動バイクを借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおり電動バイクの購入に要する経費の助成を行う。

- 1 助成対象者
助成金の交付対象となる者は、助成対象車を購入（借主としてリース契約を締結することを含む。）した事業者とする。
- 2 助成対象車の要件
助成金の交付対象となる電動バイクは、次の要件を満たすものとする。
- (1) 平成30年4月1日から令和13年2月21日までの間に初度登録若しくは初度検査又は、軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書の初回発行（以下「初度登録等」という。）が行われた電動バイク（中古の輸入車を除く。）であって、初度登録等が行われた日から起算して1年を超えないものであること。
- (2) 初度登録等が行われた日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施する補助事業において、補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。
- (3) 都内に定置場又は使用の本拠の位置を有すること。
- 3 助成対象経費
助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、電動バイクの本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。
- 4 助成金額
助成金の交付額は、車両価格（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1（以下「別表1」という。）で定める定価をいう。）から当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格（CEV規程に基づき基礎額として算定される額をいう。ただし、道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定する「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和59年総理府令第46号）附則第2項に規定する「ミニカー」にあつて

は、当該車両と同種同格相当のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格として都が設定した額をいう。) 及びセンターが別表 1 で定める補助金交付額を減じた額とする。なお、48 万円を上限とする。

第 5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第 4 による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1 による出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1 による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の予算の範囲内において、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2 の基金を原資として、第 4 による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第 6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 30 年度から令和 12 年度までとする。

第 7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までに初度登録等が行われた電動バイクに係る本事業の助成金の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。